

国選被害者参加弁護士選定請求書・資力等申告書

地方裁判所 (刑事 部) 御中

※ 該当する箇所の口印にレ点を付け、必要事項を記入して作成してください。

1 次の事件について、被害者参加を許可されましたが、国費により次の行為を弁護士に委託したいので、被害者参加弁護士の選定を請求します。

(1) 事件番号 平成 年 ( ) 第 号

事件名 \_\_\_\_\_ (被告人 )

(2) 委託しようとする行為 (ア～ウのいずれか1つの口印にレ点を付けてください。)

※ 被害者参加人自らこれらの行為を行うこともできます。

ア 以下の①～⑤の行為全てを委託します。

① 公判期日への出席

② 検察官に、検察官の権限行使に関して意見を述べ、検察官から説明を受けること

③ 証人尋問

④ 被告人に対する質問

⑤ 事実又は法律の適用についての意見陳述

イ アの①から⑤のうち、① ② ③ ④ ⑤の行為 (複数選択可) に限り、委託します。

※ 委託する行為を追加するときは、選定された弁護士と連署した書面で裁判所に届け出る必要があります。ただし、②の行為の委託については、裁判所への届出は不要です。

ウ 委託する行為は、選定された弁護士と連署した書面で、後日、届けます。

※ 選定された弁護士が委託行為を行うためには、弁護士と連署した書面で裁判所に届け出る必要があります。ただし、②の行為の委託については、裁判所への届出は不要です。

2 資力申告

私の今日現在の次の資産の合計額 (資力という。) と内訳は、次に記載したとおりです。

内訳	現金	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→	約	円)
	金融機関に対する預貯金	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→	約	円)
	社内預金等	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→	約	円)
	金融機関の自己宛小切手	( <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	→	約	円)

合計 約 \_\_\_\_\_ 円

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者 (船員の場合は船舶所有者) に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

→ 合計額が200万円以上の方は、3に進んで下さい。

→ 合計額が200万円未満の方は、4に進んで下さい。

3 支出申告（2の合計額が200万円以上の方のみ記載して下さい。）

1の事件の犯罪行為を原因として、私が、本日から6か月以内に支出する必要がある費用（療養費等の額）の合計額は、次に記載したとおりです。

内訳

(1) 治療関係費	約	円
(2) 付添看護費	約	円
(3) 交通費	約	円
(4) リハビリ、介護に要する費用	約	円
(5) その他の費用（ ）	約	円

合計 約 円

※ 治療関係費とは、診察費、薬剤費等のことです。

※ 付添看護費とは、入院付添費、通院付添費等のことです。

※ 交通費とは、入通院交通費、付添交通費等のことです。

※ その他の費用とは、上記(1)から(4)まで以外で、当該犯罪行為を原因として支出することとなる費用のことです。慰謝料や休業補償などはその対象とはなりません。

2の合計額から3の合計額を控除した金額 約 円

4 以上のとおり、間違いありません。

(注意) 裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は療養費等の額について虚偽の記載のある書面を提出した場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

また、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力及び療養費等の額について虚偽の記載のある書面を提出し、その判断を誤らせたときには、裁判所の決定により、被害者参加弁護士に支給した旅費、日当、宿泊料及び報酬の全部又は一部を徴収されることがあります。

平成 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(署 名)

※ 差し支えない方は下記の番号も記載してください。

連絡先電話番号 ( \_\_\_\_\_ )

F A X 番 号 ( \_\_\_\_\_ )